姫路市重度障害者大学等修学支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供することで、重度障害者の社会参加を促進することを目的として実施する姫路市重度障害者大学等修学支援事業(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「重度障害者」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者であって、重度訪問介護を利用するもの又はそれに 準ずる身体の状況にあるものをいう。
- 2 この要綱において「大学等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1 条に規定する大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校、専修学校及び各 種学校をいう。
- 3 この要綱において「事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者のうち、居宅介護又は重度訪問介護の指定を受けた者をいう。

(事業内容)

- 第3条 本事業は、次条に規定する対象者が大学等への通学や大学等の校内での活動 に必要な身体介護等の提供(以下「サービス提供」という。)を行うものとする。 (対象者)
- 第4条 本事業の対象者は、姫路市内に居住し、次に掲げる要件を全て満たす重度障害者とする。
 - (1) 大学等に入学し、停学その他の処分を受けていない者
 - (2) 適切に単位を修得するなど学修の意欲がある者

(大学等の要件)

- 第5条 本事業の対象となる大学等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
 - (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。 (利用の申請等)
- 第6条 本事業を利用しようとする重度障害者(重度障害者が障害児(児童福祉法 (昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。
 -)の場合は、その保護者)は、重度障害者大学等修学支援事業利用申請書兼利用者 負担額減額・免除等申請書(様式第1号又は様式第2号)を、市長に提出しなけれ ばならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は 、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認

することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 別表第1に規定する負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類
- (2) 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等の運営 規程
- (3) 大学等における重度障害者への支援体制の構築に向けた計画書
- (4) 大学等の授業日程及びそれに基づく重度障害者の支援計画
- 3 第1項の規定により申請した内容に変更があったときは、同項の申請をした者 (以下「申請者」という。)は、申請内容変更届出書(様式第3号)を市長に提出 しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請内容を審査し、利用を 行うことが適切であると認めるときは、申請者に対し利用の決定(以下「利用決定 」という。)を行い、その旨を当該申請者に重度障害者大学等修学支援事業利用決 定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(様式第4号。以下「利用決定通 知書」という。)により通知し、利用を行うことが不適切であると認めるときは、 申請者に利用却下の決定を行い、その旨を当該申請者に利用却下決定通知書(様式 第5号)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により利用決定をする場合には、1月間において利用する時間数(以下「利用量」という。)を定めなければならない。
- 3 第1項の規定による利用決定の有効期間は、利用決定を行った日から当該月の属 する年度の3月末日までとする。

(利用決定の変更)

- 第8条 利用決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「利用者」という。)は、現に受けている利用決定に係る利用量を変更する必要があるときは、重度障害者大学等修学支援事業利用量変更申請書(様式第6号)に、利用決定に係る本事業の対象者(以下「利用対象者」という。)の支援計画を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容を審査し、必要があると認めるときは、利用決定の変更を行い、その旨を当該利用者に通知するものとする。 (辞退の届出)
- 第9条 利用者は、利用対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに重 度障害者大学等修学支援事業辞退届出書(様式第7号)により、市長に届け出なけ ればならない。
 - (1) 本事業の利用を辞退したとき。
 - (2) 大学等を卒業又は退学したとき。
 - (3) 大学等を停学又は休学したとき。
 - (4) 第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(利用決定の取消し)

- 第10条 市長は、利用対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用決定を取り消すことができる。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 本事業の利用を辞退したとき。

- (3) 大学等を卒業し、又は退学したとき。
- (4) 第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 不正その他偽りの申請により利用決定を受けたとき。
- (6) その他本事業の利用を行うことについて市長が不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用決定の取消しを行ったときは、その旨を記載した 利用決定取消通知書(様式第8号)により利用者に通知するものとする。

(サービス提供の方法)

- 第11条 市長は、利用決定の内容に従い、利用対象者に対するサービス提供を事業者に委託するものとする。
- 2 利用者は、サービス提供を受けようとするときは、前項の規定により委託された 事業者(以下「サービス提供事業者」という。)に利用決定通知書を提示しなければ ならない。

(利用者の費用負担)

- 第12条 利用者は、本事業の利用に関し、前項の委託に係る費用の一部を負担しなければならない。
- 2 前項の費用負担の金額は、1月につき、別表第2の規定に基づき算定した額に1 00分の10を乗じて得た額とする。ただし、利用者の費用負担の上限額は、別表 1の規定に基づき算定した額とする。
- 3 利用者は、サービス提供事業者からの請求に基づき、前項の規定による費用負担 額を当該サービス提供事業者に対し、支払わなければならない。

(秘密の保持)

- 第13条 サービス提供事業者の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上 知り得た利用者及び当該利用者の家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 サービス提供事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び当該利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(調査及び指導監督)

第14条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用者、利用

者の配偶者若しくは利用者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、サービス提供事業者 又はその従事者若しくは従事者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件 の提出若しくは提示を命じ、当該職員に関係者に質問させ、又は本事業を行う事業 所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 サービス提供事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査及び 指揮監督に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に 従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定に基づく調査及び指導監督を行う場合は、当該職員は、 その身分を示す証明書を携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しな ければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈 してはならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条、第12条関係)

区分	収入の状況	負担上限月額
生活保護等	生活保護法(昭和25年法律第144号)による	
	被保護者又は要保護者世帯及び中国残留邦人等の	
	円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に	0 円
	関する法律(平成6年法律第30号)による支援給	
	付を受けている世帯	
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	利用対象者が18歳以上の市民税課税世帯であ	
	って、当該世帯に属する者の市町村民税所得割の額	
	の合計が16万円未満の者	
	18歳以上20歳未満の指定障害者支援施設入	9,300円
	所者、指定療養介護施設入所者又は指定障害児入所	
	施設入所者であって、当該世帯に属する者の市町村	
	民税所得割の額の合計が28万円未満の者	
	利用対象者が18歳未満の市民税課税世帯であ	
	って、当該世帯に属する者の市町村民税所得割の額	4,600円
	の合計が28万円未満の者	
	市民税課税世帯で、上に掲げる者以外の者	37,200円

備考

- 1 利用者負担上限月額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条の規定に準じ、上記のとおり利用対象者の属する世帯の収入状況に応じた額とする。
- 2 ここでいう世帯の範囲は、利用対象者が18歳以上の場合、当該利用対象者及び当該利用対象者と同一の世帯に属する配偶者とし、利用対象者が18歳未満の場合、当該利用対象者及び当該利用対象者と同一の世帯に属する者とする。

別表第2 (第12条関係)

所要時間	事業費	
40分以上1時間未満	1,600円	
以後30分ごとに加算	800円	